

お申込の際は以下をご準備頂き、TRUST NET21申込書と共にお送りください。

## 1 緊急連絡先

### ■ 家族緊急連絡先

学生の場合はご両親に限ります。

### ■ 国内緊急連絡先

日本国内定住の方を連絡先としてご提出ください。

尚、**国籍・日本語能力問いません。**

※申込者が配偶者ビザ・家族滞在ビザ保有かつ一人入居の場合は  
配偶者の情報を国内緊急連絡先に記入してください

## 2 必要書類

◎ = 申込時必須書類、○ = 契約時必須書類、■ = 場合により必要

- ・複数入居の場合は、入居者全員の在留カードが必要です。
- ・法人名義での申込の場合は代表者の在留カードも必要です。

		在留カード	学生証	パスポート		給与明細	通帳	備考
		表面・裏面	表面・裏面	身分事項 (顔写真)	身分事項 (VISA)		名義・残高ページ	
1	留学 (来日前)			◎			■	※1
	留学 (来日後)	◎	◎	○		■	■	※2
2	特定活動 (ワーキングホリデー)	◎		○		■	■	※3
3	特定活動 (求職中)	◎		○			◎	
4	特定活動 (難民)	◎		○		■	◎	
5	技術・人文知識・国際業務	◎		○		◎		※4
6	教育	◎		○		◎		※4
7	技能	◎		○		◎		※5
8	経営・管理	◎		○			◎	※6
9	永住者	◎		○		◎		※7
10	外交			◎	◎			※8
11	公用			◎	◎			※8
12	SOFA			◎				※9
13	その他在留資格	◎		○		◎		※10
14	駐車場プラン							※11

- ※1 来日前の場合、在留カードがないのでパスポート顔写真ページ必須+入学許可証もしくは合格通知書  
来日前で、入学許可証などが無い場合は、学費支払い明細で受付可能
- ※2 進学未定の場合で、ビザ残余期間が少ない場合は、保証金が付くケースがあります  
生活費など自己負担の場合、通帳が必要なケースがあります
- ※3 来日したばかりの方は在留カードのみで可能。来日前の場合はパスポート（顔写真ページとVISAページ必須）  
内定をもらいビザの変更の場合は追加で内定通知書もしくは雇用契約書
- ※4 給与明細なし⇒通帳コピー（名義・最新残高ページ）もしくは社会保険証（国民健康保険証不可）もしくは  
源泉徴収票。勤務期間が1ヶ月未満の場合は内定通知書もしくは雇用契約書
- ※5 給与が振込まれる場合は通帳コピー（名義・最新残高ページ）もしくは給与明細  
現金で受け取る場合は、在籍確認の電話を行います。
- ※6 会社の登記簿謄本必要  
経営管理へ変更の場合（謄本がない場合）①在留カード②通帳コピー③場合によっては事業計画書
- ※7 給与明細なしは通帳コピー（名義・最新残高ページ）もしくは社会保険証
- ※8 大使館等が発行した身分証
- ※9 IDカードのコピーをご提出ください
- ※10 その他在留資格

法律・会計業務	介護	定住者	高度専門職
興行	文化活動	教授	◆日本人の配偶者
研修	短期滞在	芸術	◆永住者の配偶者
医療	企業内転勤	宗教	◆家族滞在
研究	技能実習	報道	—

◆=一人入居の場合、国内緊急連絡先に  
配偶者（ビザ元）の情報をご記入ください

※短期滞在

原則保証をお受けできません。長期ビザへの  
変更予定の方のみ保証金付で審査を進めさせていただきます

- ※11 本人の運転免許証・車検証をご用意ください  
契約時の必要書類は、車庫証明書（任意）・駐車場契約書が必要となります。